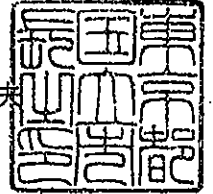




国政経発第121号  
令和2年5月12日

国立市情報公開及び個人情報保護審議会  
会長 原田 泰孝 様

国立市長 永見 理夫



## 諮問書

国立市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第3項第7号及び第4項、第9条第1項第4号及び第4項並びに第11条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

### 記

#### 1 諮問事項

- (1) 特別定額給付金業務を行うに当たり、条例第8条第3項第7号の規定により、施設入所等児童等の情報(他の自治体から住民登録を異動せずに国立市内の施設等に入所等している者に限る。)を他の自治体から収集すること、並びに同条第4項の規定により本人以外の者から収集を行った場合にその旨及びその目的を本人に通知しないことについて
- (2) 特別定額給付金業務を行うに当たり、条例第9条第1項第4号の規定により、しょうがいしゃ支援課が保有する虐待等により施設等に入所措置等が採られている障害者の情報、高齢者支援課が保有する虐待等により施設等に入所措置等が採られている高齢者の情報及び子育て支援課が保有する施設入所等児童等の情報(それぞれ入所施設等に住民登録をしていない者に限る。)を利用し、又は他の自治体へ提供すること、並びに同条第4項の規定により目的外利用等を行った場合にその旨及びその目的を本人に通知しないことについて
- (3) 特別定額給付金業務システム導入による、電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について

#### 2 諮問理由

特別定額給付金業務システムを導入し、並びに虐待等により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者の情報並びに施設入所等児童等の情報を利用することにより、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うという特別定額給付金の目的を確実に達成するため。



### 1. 特別定額給付金事業の概要

#### (1) 事業目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

#### (2) 給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者(短期滞在、不法滞在外国人は対象外)

#### (3) 給付額

給付対象者1人につき10万円

#### (4) 受給権者

住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

#### (5) 申請と給付方法

- 市区町村は、受給権者に対し、給付金の申請に当たり必要となる申請書を郵送
- 申請方法は
  - ①申請書類の郵送
  - ②国において整備する受付システムを通じマイナンバーカードを活用して行うオンライン申請
- 給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みとする。

#### (6) 申請期限

定額給付金の申請期限は、市区町村において決定する「郵送申請方式の給付申請受付開始から3か月以内。

#### (7) 給付方法

給付金は、申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。市区町村は、銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を認めるものとする。

#### (8) 給付開始日

市区町村において決定(緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な給付開始を目指すとしてされている。)。国立市のスケジュールは、オンライン申請の受付開始:5月15日(金)、申請書の発送:5月下旬から順次、郵送申請の受付開始:6月1日(月)、口座への入金:申請から概ね2週間程度

## 2. 虐待等により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者並びに施設入所等児童等の情報の本人外収集(諮問事項(1))並びに目的外の利用及び提供(諮問事項(2))について

### (1)目的

- ①措置入所等障害者・高齢者に係る給付金については、その養護者から申請があった場合であっても、当該養護者には支給せず、当該措置入所等障害者・高齢者に支給するため。
- ②施設入所等児童等に係る給付金については、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所している施設等の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市区町村から支給するため。

### (2)対象者

- ①諸事情により基準日までに入所施設に住居票を移すことができない又は基準日の翌日以降に入所等の措置が採られた措置入所等障害者・高齢者。

#### ②施設入所等児童等

基準日以降、以下の1から6までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日時点で満18歳に満たない者(平成14年4月28日以降に生まれた者。))をいう。以下同じ。)及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))をいう。以下同じ。)

1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童等(保護者(児童福祉法第6条の4に規定する里親に規定する保護者をいう。2において同じ。))の疾病、疲労その他身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付け雇児発 0331 第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、引き続き委託されている者に限る。)

2 児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童

以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により障害者総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)(以下「障害者支援施設等」という。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

4 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

5 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業(以下「児童自立生活援助事業」という。)における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

6 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

※ 令和2年5月7日時点で、本人外収集の該当者 95名 目的外の利用・提供は該当者なし

### (3)本人外収集、目的外の利用・提供をする個人情報

#### ①措置入所等障害者・高齢者(目的外の利用のみ)

氏名(漢字・フリガナ)、性別、生年月日、入所等年月日、施設所在地

#### ②施設入所等児童等(本人外収集、目的外の利用・提供)

氏名(漢字・フリガナ)、性別、生年月日、施設所在地(都道府県名・市区町村名(施設名等)・住所) 住民票所在地(都道府県名・市区町村名)、児童等に子がお同一の施設に入所している場合はその子(氏名)

(4)本人通知を行わない理由

対象者に通知を行うことにより、事務が煩雑になり混乱が生じる可能性があり、本業務の目的である給付事務の迅速化に支障があるため。

(5)データの管理方法について

[Redacted text block]

### 3. 特別定額給付金システムの導入について(諮問事項(3))

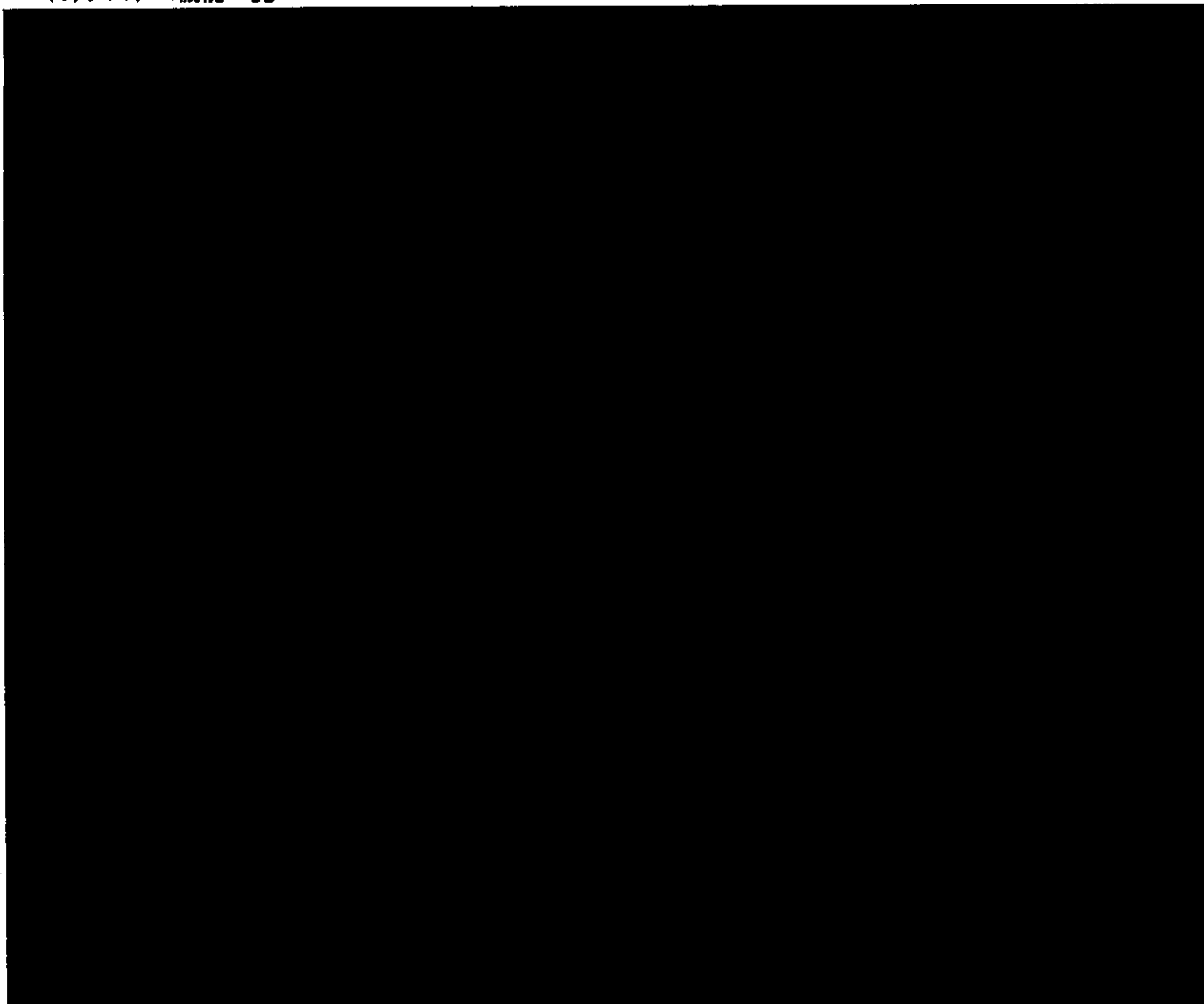
#### (1) 導入の理由

特別定額給付金を給付するに当たっては、申請書の受付管理、口座情報管理など、既存のシステムでは一元的に管理することができないため、新システムの導入が不可欠である。

#### (2) システムで取り扱う個人情報

- ① 住民基本情報(世帯単位): 氏名、生年月日、性別、住所、続柄、転入・転出・転居等年月日
- ② 口座管理情報: 口座情報
- ③ 支給情報: 支給額、支給の有無

#### (3) システム機能一覧



#### (4) システム構成



(5)セキュリティ対策

[Redacted text block]